

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市病院局契約規程（平成18年病院局管理規程第22号）第1条により準用される徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和7年7月30日

徳島市病院事業管理者 三宅秀則

1 入札に付する事項

- (1) 物品名及び数量
インターネット用ノートパソコン70台
- (2) 物品の特質等
仕様書による
- (3) 納入期限
令和7年9月30日（火）
- (4) 納入場所
徳島市民病院（徳島市病院局の指定する場所）

2 入札参加資格

次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市が定める登録業者名簿（物品・役務関係）に登録されている者。
- (3) (2)の登録者名簿に登録されている者で、徳島市内に本社又は支店・営業所等を有する者。
- (4) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を本院の指定する様式により、6に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者。
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等措置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者。
- (6) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けていない者。
- (7) 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。

3 契約条項を示す場所等及び様式

- (1) 契約条項を示す場所
部局名：徳島市民病院 事務部 総務管理課
所在地：〒770-0812 徳島市北常三島町2丁目34番地（本院3階）
電話：088-622-9326
FAX：088-623-9000

メール：kanri@hosp.tokushima.tokushima.jp

(2) 様式

徳島市民病院ホームページからダウンロードする。

(<https://www.city-tokushima-hosp.jp/>)

4 質問

この入札に係る質問は、令和7年8月14日（木）午後5時までに「質問書（様式1）」に必要事項を記載し、電子メールにより行い、送信後に電話連絡で到達を確認すること。また、電子メールの場合は、件名を「インターネット用ノートパソコン70台に関する質問」と記載した上で送信すること。なお、電子メールの送信後に電話連絡のうえ、到着確認をすること。電話における質問など、上記指定の手段以外による質問には回答しないこととする。

5 質問に対する回答

この入札に関する質問に対する回答は、次のとおりとする。

(1) 回答期日

令和7年8月15日（金）

(2) 回答方法

徳島市民病院のホームページに掲載する。

(<https://www.city-tokushima-hosp.jp/>)

6 応札仕様書等の提出

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を本院の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参又は郵送しなければならない。応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。応札仕様書等の審査の結果、「適合」とされなかった者のみ、令和7年8月20日（水）付で文書にて通知する。なお、本院から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和7年8月19日（火） 午後0時

イ 提出場所

徳島市北常三島町2丁目34番地 徳島市民病院 3階 総務管理課

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

7 入札・開札日時及び場所

(1) 日時：令和7年8月22日（金） 午後1時

(2) 場所：徳島市北常三島町2丁目34番地 徳島市民病院 3階 会議室1

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

前記7の日時及び場所において、入札箱に入札書を投函する方法とする。その他の方法（郵便、電子メール、FAX等）による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の記載方法

ア 入札書に記載する金額は、購入物品の本体価格のほか、設定、搬入等納入に要する一切の諸経費を含めた総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する物品名及び入札書在中の旨並びに入札参加者名を記載すること。入札書は、引換え又は取消しをすることができない。なお、返却もしないものとする。

9 落札者の決定

有効な入札書を提出し、かつ、応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 再入札（再度入札）

開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、その場で直ちに再入札を行う。再入札を数回実施する場合もある。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、徳島市契約規則第8条（第2号該当）の規定により免除する。

契約保証金は、徳島市契約規則第31条（第8号該当）の規定により免除する。

12 契約書作成の要否

要する。 ※ 契約書（案）は入札公告資料別添に提示しているとおり。

13 入札の無効に関する事項

(1) 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止もしくは指名回避の措置を受けている者のした入札は、無効とする。

以 上